

墨田区監査委員公告第 6 号

令和3年10月25日に提起のあった住民監査請求（墨田区国民健康保険運営協議会委員報酬の支出に関する件）に係る監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき結果を公表する。

令和3年12月20日

墨田区監査委員 浜 田 将 彰

同 寺 田 政 弘

同 井 尾 仁 志

同 鞆 宣 子

墨田区住民監査請求監査結果

(墨田区国民健康保険運営協議会委員報酬の支出に関する件)

令和3年12月

墨田区監査委員

住民監査請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所
氏名

2 請求書の提出日

令和3年10月25日

3 請求書の内容

請求人が提出した「住民監査請求書」(別紙1)の趣旨は、概ね次のとおりである。

(1) 主張①

墨田区国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の会長及び同職務代理人については、墨田区国民健康保険運営協議会規則(昭和34年墨田区規則第7号。以下「協議会規則」という。)第4条第1項で「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と定められているが、令和3年2月22日付け2墨区国第2751号(別紙6)により委員宛てに送付された書面会議の協議会における会長及び同職務代理人の選任を諮る議題に対する書面表決書で、会長の選任について、公益を代表する委員のうち加藤拓委員の名前のみを挙げて賛否を選択する方法となっていたことは、選挙の体をなしておらず、協議会規則に違反している。

職務代理人の選任についても同様で、はねだ福代委員を職務代理人とすることに賛否を問う形となっており、これも選挙の体をなしておらず、協議会規則に違反している。

(2) 主張②

協議会会長及び同職務代理人の選挙に関して、書面会議の協議会の書面表決に応じた委員18人に対しては、報酬が支払われた一方で、それに先立って区長からの依頼により行われた公益を代表する委員6人が行った会長及び同職務代理人候補の推薦行為に対して、報酬が支払われなかったことは、道理に合わない。

(3) 主張③

公益を代表する委員に対して、令和3年2月22日付け2墨区国第275

0号（別紙5）により、協議会会長及び同職務代理者候補についての推薦依頼を突然一方的に撤回し、無かったかのように処理されたことは、協議会規則に違反した不当な行為である。さらに、最初の推薦行為が公益を代表する委員のみであったことから、これを覆すために作為をもって新たに報酬を支払う誘因行為を行い、不正な2度目の選挙を行ったことは選挙の公正を乱すとともに、第1回目の選挙には報酬が無く、第2回目の選挙の体をなしていない選挙に報酬が支払われたのは買収に当たる。

（4）主張④

書面会議の協議会で会長及び同職務代理者の選任を書面表決による選挙を行い、この表決に参加した18人の委員に一人当たり5,000円、合計90,000円の報酬が支払われたことは、選挙の体をなしていないものに報酬が支払われたことになり、重大な瑕疵があるので、区長にこの支出額の返還を求める。

（5）主張⑤

当該不正な選挙に関わった者に対する厳罰を求める。

4 請求の要件審査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となるのは、当該地方公共団体の長その他の職員による違法又は不当な公金の支出など財務会計上の行為又は怠る事実であり、財務会計上の行為又は怠る事実ではない行為については、住民監査請求の対象とはならない。

また、財務会計上の行為又は怠る事実があっても、当該地方公共団体に財産的な損害が発生し又は発生しようとしていると認められない場合は、住民監査請求の対象とはならない（最高裁平成6年9月8日判決参照）。

本件においては、3の（1）主張①から（5）主張⑤までのうち、（1）主張①、（3）主張③及び（5）主張⑤については、財務会計上の行為又は怠る事実には当たらないものであることから、住民監査請求の対象とはならない。また、3の（2）主張②については、報酬が支払われなかったことが区に財産的な損害が発生するものではないことから、住民監査請求の対象とはならない。

3の（4）主張④については、公金の支出に関することであるので、法第242条第1項の所定の要件を備えているものと認め、令和3年10月25日付けで請求書を受理し、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、住民監査請求書に記載されている請求の趣旨を勘案し、次のとおりとする。

- (1) 令和3年2月22日付け2墨区国第2751号(別紙6)により、書面会議の協議会において会長及び同職務代理者の選任を議題として諮る旨の通知があった。その際、それぞれ特定の委員の氏名を挙げて、その1人の選任に対する賛否を表明する方法の書面表決を実施した。

この表決に参加した18人の委員に対して、報酬が支出されたことは、違法又は不当である。

- (2) (1)の報酬の支出は違法又は不当であるので、区長にこの支出額の返還を求める。

2 監査対象部局

区民部国保年金課

3 請求人からの証拠の追加提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年11月19日に証拠の追加提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 証拠の追加提出

請求人から証拠の追加提出はなかった。

なお、請求人からは、本件報酬が実際に支出された証拠は提出されなかったが、書面会議の協議会が開催された事実があり、書面表決書を提出することにより賛否を表明した委員に対して報酬を支払う旨が協議会の開催通知に記載されていることから、これに係る事実証明については、資料の追加提出による事実証明書の補正を請求人に求めず、これに代え監査対象部局から関係書類を提出させた。

(2) 陳述内容

請求人の陳述の内容は、請求の趣旨を改めて説明するとともにその補完をするものであった。主な陳述内容は、次のとおりである。

ア 協議会会長及び同職務代理者の選任方法について、以前から疑問視していた。令和3年2月17日付け2墨区国第2708号(別紙4)により行われた協議会会長及び同職務代理者候補の推薦依頼、同月22日付け2墨区国第2750号(別紙5)により行われた同推薦依頼の撤回、同日付け2墨区国第2751号(別紙6)による書面会議により開催された協議会における会長及び同職務代理者の選任方法について、協議会規則に則った方法で行われていないことから、これらの行為は違法又は不当である。

イ 正当な選挙を行い協議会会長及び同職務代理者を選任し、そのうえで書面会議を開くべきであるにもかかわらず、会長及び同職務代理者の書面表決による選挙に委員の参加を得るために報酬を支払ったことは、買収に当たるとする。

(3) 監査委員からの質問に対する陳述

陳述の終了後、監査委員から質問があり、請求人から質問に対する回答があった。陳述の主な内容は、次のとおりである。

ア 請求人提出の事実証明書の「墨田区国民健康保険運営協議会会長及び同職務代理者候補の推薦について」（別紙4の別添書面に請求人が推薦する委員に○印を記入した文書）については、事実証明書の中では「墨田区国民健康保険運営協議会の開催について」（別紙2）及び「墨田区国民健康保険運営協議会の開催方法に係る意見照会について」（別紙3）の添付別紙としているが、「墨田区国民健康保険運営協議会会長及び同職務代理者候補の推薦について（依頼）」（別紙4）の別添書面の誤りである。

イ 協議会会長及び同職務代理者候補の推薦依頼に応じた6人の公益を代表する委員に対して報酬を支払わず、選挙の体をなしていない会長及び同職務代理者の選任が行われた書面会議の協議会に参加した委員に報酬が支払われたことは、不当である。

ウ 請求人には、公益を代表する委員として、責任がある。

4 監査対象部局の弁明及び関係職員の陳述

(1) 監査対象部局である区民部国保年金課に対して、法第199条第8項の規定に基づき、弁明書及び関係書類の提出を求めた。提出された弁明書の趣旨は、概ね次のとおりである。

ア 請求人が主張する第1回目の選挙は、令和2年度第2回墨田区国民健康保険運営協議会の議案を調整するに当たり、令和3年2月17日付け2墨区国第2708号（別紙4）により、区長から同協議会の公益を代表する委員に対して会長及び同職務代理者候補について推薦を依頼したものであって、これを選挙とする請求人の主張には無理がある。

また、請求人は第1回目の選挙において報酬が支払われていないと主張するが、墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第8号。以下「報酬条例」という。）第3条では、「委員の報酬は、会議への出席その他委員の職務に従事した都度支給する。」と規定されており、通常は協議会を開催し、その会議に出席した委員に対して報酬を支払うものであり、同協議会が開催されていない以上、報酬を支払うことはない。

イ 請求人の主張する第2回目の選挙は、令和3年2月22日付け2墨区国第2751号（別紙6）により、区長が協議会委員宛てに発出した「墨田区国民健康保険運営協議会（令和2年度第2回）における書面会議の開催について」の通知に同封した「書面表決書」に記載の「議題第1 会長及び同職務代理者の選任について」であると思われるが、この議題が協議会規則第4条第1項及び第3項の規定による会長及び同職務代理者の選挙である。

協議会における書面会議については、当時の協議会規則に定めがなかったことから、同規則が改正されるまでの特例として、区長は、令和3年2月19日付け2墨区国第2750号決定により「墨田区国民健康保険運営協議会における書面会議の開催基準」（以下「書面会議の開催基準」という。）を制定し、同基準の4において「書面会議は、審議事項に係る表決を記した書面を提出した者を、会議へ出席したものとみなす。」と規定している。

書面会議の結果、令和2年度第2回協議会において書面表決書を提出した委員18人に対し、報酬条例第2条及び第3条の規定に基づき、令和3年3月5日付け2墨区国第2892号決定により、一人当たり7,500円（源泉徴収所得税額等を含む。）の報酬を支払ったものであり、これを違法又は不当とする請求人の主張には理由がない。

なお、令和2年度第2回協議会では、会長及び同職務代理者の選挙のほか、区長の諮問事項である「墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）等について」を議題としている。

ウ イのとおり、令和2年度第2回協議会における報酬の支出は違法又は不当であるとする請求人の主張には根拠がなく、区長が支払った報酬相当額を返還し、及び当該選挙に関わった職員を処分する理由は認められない。

エ その他の事項について

区長は、墨田区国民健康保険条例等を改正する必要性が生じたことから、令和3年2月3日付け2墨区国第2538号決定により、協議会へ同条例の一部を改正する条例（案）等について諮問することを決定し、また、同協議会の会長が選任されていないことから、同日付けで同協議会を開催する旨の通知（別紙2）を発出した。この通知では、令和3年2月26日午後2時から、区役所会議室で協議会を開催することとしていた。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、一部の委員から対面での開催を懸念する問合せがあり、令和3年2月12日付け2墨区国第2644号（別紙3）による協議会の開催方法に係る意見照会においても、「書面での開催が適当である」との意見が大勢であったことを踏ま

え、区長は、同協議会を書面会議とする方向で手続を進めることとした。

その後、書面会議の開催に向けて、同会議での議案を調製する過程で、令和3年2月17日付け2墨区国第2708号（別紙4）により、区長から協議会の公益を代表する委員に対し会長及び同職務代理者候補について推薦を依頼したことは、アで述べたとおりである。

なお、この推薦依頼については、書面会議の開催基準の制定前に事務処理が先行したものであり、手続に瑕疵があると認め、区長は、令和3年2月22日付け2墨区国第2750号により、公益を代表する委員に対し「墨田区国民健康保険運営協議会会長及び同職務代理者候補の推薦依頼の撤回について」（別紙5）の通知を発出し、その取扱いを撤回している。

以上の手続等を経て、区長は、令和3年2月22日付け2墨区国第2751号（別紙6）により、協議会委員宛てに「墨田区国民健康保険運営協議会（令和2年度第2回）における書面会議の開催について」の通知を発出し、「議題第1 会長及び同職務代理者の選任について」、「議題第2 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」及び「議題第3 墨田区国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則（案）について」の賛否につき、書面表決書の提出を求める方法で会議を開催した。

オ 以上のことから、本件請求を棄却するとの決定を求める。

- (2) 弁明書の提出に加え、法第199条第8項の規定に基づき、令和3年12月2日に請求人立会いの下、関係職員である区民部長、国保年金課長及び国保年金課こくほ庶務係長から、請求に対する監査対象部局の見解について、陳述を聴取した。

関係職員の陳述の聴取において、弁明を補足する新たな陳述はなかったが、委員からの質問における主な陳述は、次のとおりである。

ア 報酬条例第3条では、「委員の報酬は、会議への出席その他委員の職務に従事した都度支給する。」と定められているが、協議会会長及び同職務代理者の候補の推薦行為は、円滑に選任するための準備行為であり、これに該当しないと考える。「その他委員の職務」とは、他団体の会議や説明会に協議会委員として出席して役目を果たすことを対象と考えている。

イ 書面会議の開催基準制定後は、協議会規則も一部改正し、これに基づき書面会議への出席に対しても報酬を支払うこととしている。

なお、本基準の制定に当たっては、区は請求人を含む公益を代表する委員6人を訪問し、同基準の内容を説明している。

ウ 請求人は、請求人のいうところの第2回目の選挙に参加した委員18人に1人当たり5,000円の報酬が支払われているとしているが、実際は1人当たり7,500円、合計135,000円を支払っている。

エ 令和3年2月22日付け2墨区国第2751号（別紙6）の通知では、3の報酬の支払の項で「表決書により賛否を表明いただいた委員の方には、後日、報酬を口座にお振込みさせていただきます。」とあるが、提出された表決書において賛否の意思表示がない場合であっても、それは、議題に対する賛否の表明を棄権したものであり、書面会議の開催基準の4「審議事項に係る表決を記した書面を提出した者を、会議へ出席したものとみなす。」との規定により、協議会への出席があったとして報酬を支払ったものである。

(3) 本陳述に立ち会った請求人からは、本件住民監査請求のうち選挙に関する事項については、裁判所の判断に委ねる旨の発言があった。

第3 監査の結果及び理由

1 監査の結果

- (1) 本件請求のうち、第1の3の(1)主張①、(3)主張③及び(5)主張⑤については、財務会計上の行為又は怠る事実には当たらないものであることから、また、(2)主張②については、報酬が支払われなかったことが区に財産的な損害が発生するものではないことから、いずれも法第242条第1項に定める要件を具備しておらず、住民監査請求の対象とはならない行為であるため、監査委員の合議により、これを却下する。
- (2) 本件請求のうち、第1の3の(4)主張④については、監査委員の合議により、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

本協議会は、国民健康保険法第11条第2項により設置されているものであり、法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の執行機関の附属機関に該当し、報酬の支給については、報酬条例第2条及び第3条の規定に基づき支出されるものである。

請求人が第2回目の選挙としている、令和3年2月22日付け2墨区国第2751号（別紙6）により書面会議として開催された協議会における会長及び同職務代理者の選任については、この選任案件を含む3つの案件を議題として開催された協議会において実施されたものである。

この協議会に書面表決書を提出した委員18人に対しては、令和3年3月5日付け2墨区国第2892号決定により、一人当たり7,500円、合計135,000円の報酬が支払われている。

(2) 判断

協議会委員18人が会長及び同職務代理者の選任議題に係る書面表決書を提出した行為については、当該書面会議の協議会が令和3年2月19日付け2墨区国第2750号決定により制定された書面会議の開催基準の1及び2に基づき開催されたものであり、かつ、同基準の4「書面会議は、審議事項に係る表決を記した書面を提出した者を、会議へ出席したものとみなす。」との規定により、当該書面会議において書面表決書を提出した者は会議に出席したものとみなされるものである。

したがって、当該提出行為については、報酬条例第2条に規定する「勤務」及び第3条に規定する「会議への出席」に該当するものであり、報酬を支給すべき行為に当たる。

よって、書面会議の協議会に書面表決書を提出した委員18人に対して報酬を支出したことについて、報酬条例に違反するところはない。

以上のことから、第1の3の(4)主張④については、請求人の主張には理由がないものと認める。

第4 付帯意見

本件監査を通じて、監査対象部局が行った協議会委員に対する報酬の支払等に関する事務について、特段の不備は確認されなかった。また、協議会の開催方法を書面会議に変更したことや、会長及び同職務代理者候補の推薦依頼を撤回したことについては、新型コロナウイルス感染症に関する政府の緊急事態宣言の期間が延長されたことや、非常時及び緊急時における附属機関の書面会議の実施等についての全庁的な対応が決定されたことを踏まえれば、やむを得ない判断であったと考える。

しかしながら、このような変更や撤回を行う際には、当事者に十分な説明を行うなど、より慎重な対応が求められるものである。

したがって、今後とも、広く区民の権利義務に関する事務を進める場合は、十分な配慮をもって、区民に疑念を抱かれることがないよう事務を執行されたい。

(参考資料)

住民監査請求書(別紙1)

※ 事実証明書については、添付を省略した。

関係通知文	2墨区国第2538号(別紙2)
	2墨区国第2644号(別紙3)
	2墨区国第2708号(別紙4)

- 2 墨区国第2750号 (別紙5)
2 墨区国第2751号 (別紙6)
- (参考法令等)
- 地方自治法 (抜粋)
国民健康保険法 (抜粋)
墨田区国民健康保険運営協議会規則
墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例 (抜粋)
墨田区国民健康保険運営協議会における書面会議の開催基準

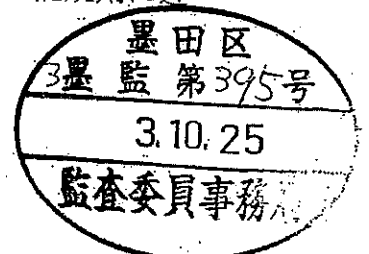
住民監査請求書

【請求の要旨】

1. 主張の概要

(1) 墨田区国民健康保険運営協議会が令和3年2月3日に開催される通知があり、議題として、会長及び職務代理者の選任が行われる予定であった。こうした中、令和3年2月2日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が延長された状況を踏まえ、区では附属機関における会議の開催方法等の実施も含めて検討を進めているとして、「墨田区国民健康保険運営協議会の開催方法は、皆様の意見をお伺いした上で、決定させていただきたいと存じます。」と述べた上で、「別添の書面にご記入いただき、本年2月17日までにご提出くださいますようお願い申し上げます。」とあり、添付別紙は、「墨田区国民健康保険運営協議会会長及び同職務代理者候補の推薦について」と書かれた投票用紙であった。監査請求人らは、当該期日までに同別紙を提出した。

(2) その後、令和3年2月22日になると、「墨田区国民健康保険運営協議会の会長及び職務代理候補の推薦依頼の撤回について」と題された文書が送付され突然撤回された。更に、同封された「墨田区国民健康保険運営協議会（令和2年度第2回）における書面会議の開催について」と題された文書が同封されており、同協議会資料と各議案に対する書面表決書が添付されていた。同議題第1号には、会長及び同職務代理者の選任とあり、書面決議書が添付され、その議題第1号「会長及び同職務代理者の選任について」には、「会長は、墨田区国民健康保険運営協議会の会長及び職務代理者の選任に当たっては墨田区国民健康保険運営協議会規則第4条により、公益を代表する委員の中から、選挙されることとなっております。つきましては以下の通りお諮り致します。」とあり、以下の部分には、1 表決内容 (1) 加藤拓委員を会長とする事に、賛成する・反対する（どちらかに○をつけてください。）とあった。墨田区国民健康保険運営協議会規則第4条には、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」と定められているのに、公益を代表する委員のうち加藤拓委員の名前のみを挙げて賛否を選択する方法になっており、これはそもそも選挙の体をなしておらず、上記規則に違反している。職務代理者の選任についても同様で、はねだ福代委員を職務代理者とする事に賛否を問う形になっており、これも選挙の体をなしておらず、上記規則に違反している。



(3) 更に、第1回目の選挙では報酬は一切支払われなかった。しかし、2回目の選挙では、全委員20名中異議を唱えて回答を拒否した2名の委員を除く、18名の委員一人当たり金5千円の報酬を合計9万円が支出された。これでは最初の選挙に参加した委員に報酬が支払われないのはそもそも道理に合わない。また、この投票が一方向的に反故にされ、無かったかのように処理された事は、協議会規則に違反した不当な行為である。更に、最初の選挙で投票したのは公益を代表する委員のみであった事から、これを覆す為に作為を持って新たに報酬を支払う誘因行為を行い、不正な2度目の選挙を行った事は選挙の公正を乱すと共に、一回目の選挙には報酬が無く、二回目の選挙の体をなしていない選挙に報酬が支払われたのは買収に当たる。国民の神聖な血税である公金がこの様な買収に支出された事は倫理的にも重大な瑕疵があり、区長に返還を求めると共に、当該不正な選挙に関わった者に対する厳罰を求める。

(4) 請求者

住 所

氏 名

(5) 地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和3年10月25日

墨田区監査委員 御中

墨田区国民健康保険
運営協議会委員 各位

墨 田 区 長
山 本 亨

墨田区国民健康保険運営協議会の開催について

日頃から本区の国民健康保険事業につきましては、御理解と御協力をいただき、深く感謝いたしております。

さて、この度、下記のとおり墨田区国民健康保険運営協議会を開催いたしたいと思います。御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時
令和3年2月26日(金) 午後2時から
※ 会議の時間は、概ね1時間半を想定しておりますが、審議の状況により終了時間が前後する場合がございます。
- 2 開催場所
墨田区役所 13階 131会議室
(墨田区吾妻橋一丁目23番20号)
- 3 議題
(1) 会長及び職務代理者の選任について
(2) 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
- 4 報告事項
(1) 令和元年度墨田区国民健康保険特別会計事業実績
(2) 令和3年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)
(3) その他の報告事項
- 5 連絡事項
(1) 会議資料は、保険料率(案)が決まり次第、別途送付させていただきます。
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱や咳等の症状がある場合は、出席をお控えください。
(3) 当日は印鑑を御持参ください。
(4) 代理人の出席はできませんので御了承願います。
※ 都合により当日御欠席される場合は、その旨、事前に御連絡ください。

【事務局】

墨田区区民部国保年金課こくほ庶務係
担当：_____
電話：5608-6120(直通)

2 墨区国第 2 6 4 4 号

令和 3 年 2 月 1 2 日

墨田区国民健康保険
運営協議会 委員各位

墨田区長 山本 亨

墨田区国民健康保険運営協議会の開催方法に係る意見照会について

日頃から、国民健康保険制度の運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、墨田区国民健康保険運営協議会につきましては、本年 2 月 2 6 日に開催する旨、御通知をお送りしたところです。

こうした中、本年 2 月 2 日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が延長された状況を踏まえ、区では附属機関における会議の開催方法について書面会議等の実施も含めて検討を進めております。

また、一部の委員の方からは、この状況下で対面により開催することについて、お尋ねがございました。

つきましては、この度の墨田区国民健康保険運営協議会の開催方法は、皆様の御意見をお伺いした上で、決定させていただきたいと存じます。

別添の書面に御記入いただき、本年 2 月 1 7 日までに御提出くださいますようお願い申し上げます。

【事務局】

墨田区区民部国保年金課

こくほ庶務係

電話 5 6 0 8 - 6 1 2 0 (直通)

墨田区国民健康保険運営協議会の開催方法について

委員氏名 _____

令和3年2月12日付け2墨区国第2644号で照会をさせていただいたとおり、令和2年度第2回墨田区国民健康保険運営協議会の開催方法について、委員の皆様の御意見を伺います。

記

1 令和2年度第2回墨田区国民健康保険運営協議会の開催方法について

- ・ 書面での開催が適当である。
- ・ 出席での開催が適当である。

(どちらかに○をつけてください。)

2 その他ご意見

2 墨区国第 2708 号
令和 3 年 2 月 17 日

墨田区国民健康保険運営協議会
公益を代表する委員 各位

墨田区長 山本 亨

墨田区国民健康保険運営協議会会長及び同職務代理者候補の推薦に
ついて (依頼)

日頃から、国民健康保険制度の運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本年 2 月 26 日の墨田区国民健康保険運営協議会につきましては、開催方法を委員の皆様にお伺いしたところ、半数を超える方から「書面での開催が適当である」との御回答をいただきました。

こうした状況において、出席での開催とした場合は、それぞれの御事情から会議開催の定足数（委員定数の 2 分の 1 以上の出席）に達しないことも想定されるため、緊急事態宣言の解除にかかわらず、今般の会議は書面での開催とさせていただきますと存じます。

つきましては、現在、当運営協議会では、会長が不在であることから、書面による会議の開催に当たり、公益を代表する委員の方の中から事前に候補者の方を御推薦いただきたくお願い申し上げます。会長又は同職務代理者に最も多く推薦があった方をそれぞれの候補者とし、議題としてお諮りすることといたします。

推薦方法につきましては、別添の書面に御記入いただき、本年 2 月 18 日までに御提出くださいますよう、御協力をお願い申し上げます。

【事務局】

墨田区区民部国保年金課

こくほ庶務係

電話 5608-6120 (直通)

墨田区国民健康保険運営協議会会長及び同職務代理者候補の推薦について

墨田区長 様

委員氏名

記

1 墨田区国民健康保険運営協議会の会長候補について

会長候補として以下の委員を推薦します。

推薦する方に○	公益を代表する委員
	あさの 清美 委員
	あべ きみこ 委員
	大瀬 康介 委員
	加藤 拓 委員
	渋谷 ちしゅう 委員
	はねだ 福代 委員

(50音順、自薦可)

2 墨田区国民健康保険運営協議会の会長職務代理者候補について

会長職務代理者候補として以下の委員を推薦します。

推薦する方に○	公益を代表する委員
	あさの 清美 委員
	あべ きみこ 委員
	大瀬 康介 委員
	加藤 拓 委員
	渋谷 ちしゅう 委員
	はねだ 福代 委員

(50音順、自薦可)

2 墨区国第 2 7 5 0 号

令和 3 年 2 月 2 2 日

墨田区国民健康保険運営協議会

公益を代表する委員 各位

墨田区長 山本 亨

墨田区国民健康保険運営協議会会長及び同職務代理者候補の
推薦依頼の撤回について

日頃から、国民健康保険制度の運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本年 2 月 1 7 日付け 2 墨区国第 2 7 0 8 号により御依頼させていただきました会長及び同職務代理者候補の推薦については、書面会議の規定等が整備されていない中で、事務処理が先行してしまったものでございます。

今般、非常時及び緊急時における附属機関の書面会議等の実施に係る条例等の規定整備等について、全庁的な対応が決定したことから、当協議会におきましても、その内容に沿って規定等を整備することといたしました。

これによる墨田区国民健康保険運営協議会規則の改正につきましては、皆様にお諮りした上で所要の手續を進めてまいりますが、同規則が改正されるまでの間は、改正規則の内容に準じた基準を定めて運用させていただきたいと存じます。

つきましては、このような手續を経ずに事務処理を進めてしまったことから、先の御依頼を撤回させていただきたくお願い申し上げます。

この度の不手際により、委員の皆様にご迷惑を生じさせ、また、多大なる御迷惑をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。

2 墨区国第 2 7 5 1 号
令和 3 年 2 月 2 2 日

墨田区国民健康保険
運営協議会委員 各位

墨 田 区 長
山 本 亨

墨田区国民健康保険運営協議会（令和 2 年度第 2 回）における
書面会議の開催について

日頃から、国民健康保険制度の運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

墨田区国民健康保険運営協議会の開催については、令和 3 年 2 月 3 日付け 2 墨区国第 2 5 3 8 号で委員の皆様にご通知をさせていただいたところでございますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令中であること等を踏まえ、下記のとおり書面での開催といたします。

委員の皆様には直前の御案内となり、誠に申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

記

- 1 議題等
別添資料のとおり
- 2 表決方法
別添の資料を御確認いただき、
各議題についての賛否を、別紙の「書面表決書」に御記入の上、
2 月 2 6 日（金）までに同封の返信用封筒で事務局へ御返送ください。
- 3 報酬の支払
表決書により賛否を表明いただいた委員の方には、後日、報酬を口座にお振込み
させていただきます。
同封の「支払金口座振替依頼書」を御記入いただき、表決書とともに事務局へ送
付願います。
※会計手続上、印鑑は朱肉で押印願います（シャチハタは不可）。

【事務局】

墨田区区民部国保年金課こくほ庶務係
担当：
電話：5 6 0 8 - 6 1 2 0（直通）

墨田区国民健康保険運営協議会資料

開催日 令和3年2月26日(金)

開催方法 書面開催

議題 議題第1 会長及び同職務代理者の選任について

(諮問事項)

議題第2 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

(資料)

- 1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)概要・・・P1
- 2 基準保険料率等の算定数値等①②・・・P3
(参考資料1) モデルケース(所得階層別)による試算・・・P4
(参考資料2) 令和3年度確定係数に基づく標準保険料率・・・P7
(参考資料3) 令和3年度国保事業費納付金算定方法(例)・・・P8

議題第3 墨田区国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則(案)について

(資料)

- 3 墨田区国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則(案)概要・・・P9

報告事項 1 令和元年度墨田区国民健康保険特別会計事業実績について

2 令和3年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)について

3 国保財政健全化計画の変更について

(資料)

- 4 令和元年度墨田区国民健康保険特別会計事業実績・・・P10
- 5 令和3年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)・・・P11
- 6 国保財政健全化計画の変更(案)・・・P12

墨田区区民部国保年金課

令和3年2月26日

書面表決書

墨田区長 様

委員氏名 _____

議題第1 会長及び同職務代理者の選任について

会長は、国民健康保険運営協議会規則第4条により、
公益を代表する委員の中から選挙されることになっております。
つきましては、以下のとおりお諮りいたします。

1 表決内容

(1) 加藤 拓 委員を会長とすることに、

賛成する ・ 反対する (どちらかに○をつけてください。)

(2) はねだ 福代 委員を会長職務代理者とすることに、

賛成する ・ 反対する (どちらかに○をつけてください。)

書面表決書

墨田区長 様

議題第2 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

令和3年度の国民健康保険料率等を定めるため、
資料1概要のとおり墨田区国民健康保険条例の一部改正を行います。

1 表決内容

議題第2 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

原案を適当と認めることに

賛成する ・ 反対する （どちらかに○をつけてください。）

2 御意見等

書面表決書

墨田区長 様

議題第3 墨田区国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則（案）について

非常時及び緊急時に、協議会の書面開催を行うための手続きを定めるため、
資料3概要のとおり墨田区国民健康保険運営協議会規則の一部改正を行います。

1 表決内容

議題第3 墨田区国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則（案）について

原案を適当と認めることに

賛成する ・ 反対する （どちらかに○をつけてください。）

2 御意見等

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第138条の4 〔略〕

2 〔略〕

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 〔略〕

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○墨田区国民健康保険運営協議会規則（昭和34年墨田区規則第7号）

（目的）

第1条 この規則は、墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、墨田区国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 療養の給付の充実及び改善に関すること。
- (3) 保険料の賦課徴収方法に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は、区長が委嘱する。

2 委員を辞職しようとするときは、理由を付して、区長に申し出なければならない。

(会長)

第4条 協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から協議会の招集の請求があったときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

(協議会の議事)

第6条 協議会の議長は、会長が当たる。

2 会議は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ、条例第2条第1号から第3号までに規定する委員1人以上が出席しなければ開催することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による審議)

第7条 前2条の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他のやむを得ない事由が発生している場合において、協議会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議(以下「書面会議」という。)を発議することができる。

2 書面会議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

3 書面会議における議長は、会長が当たり、その議事は、委員定数の2分の1以上が当該審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 書面会議を実施した場合は、各委員が書面により意見又は賛否を表明したことをもって会議に出席したものとみなす。

5 議長は、書面会議の後、その結果を全委員に報告するものとする。

(除斥)

第8条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議録の作成保存)

第9条 議長は、会議録を調整し、これを保存しなければならない。

2 前項の会議録は、議長及び2人以上の委員が署名するものとする。ただし、書面会議を実施した場合は、この限りでない。

○墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第8号）（抜粋）

（通則）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置した執行機関の附属機関の構成員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定めがあるものを除く外この条例の定めるところによる。

（報酬）

第2条 委員に対しては、報酬として勤務1回につき2万4,000円を超えない範囲内において、任命権者が区長と協議して定める額を支給する。ただし、墨田区の常勤の職員である者に対しては支給しない。

（報酬の支給方法）

第3条 委員の報酬は、会議への出席その他委員の職務に従事した都度支給する。

○墨田区国民健康保険運営協議会における書面会議の開催基準（令和3年2月19日2墨区国第2750号）

墨田区国民健康保険運営協議会における書面会議の開催については、墨田区国民健康保険運営協議会規則（昭和34年墨田区規則第7号）による定めがないことから、この基準により行うものとする。

1 書面会議の発議

会長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他のやむを得ない事由が発生している場合において、墨田区国民健康保険運営協議会を開会する場所へ委員を召集することが困難であると認めるときは、書面による審議（以下「書面会議」という。）を発議することができる。

2 書面会議の実施

書面会議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

3 書面会議の議事

書面会議による審議における墨田区国民健康保険運営協議会の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 書面会議への出席

書面会議は、審議事項に係る表決を記した書面を提出した者を、会議へ出席したものとみなす。

5 書面会議を行ったときは、会長は審議の結果を全ての委員に報告しなければならない。

6 会長が選任されていない場合の特例

(1) 区長は、1に規定する事由が発生している場合において、会長が選任されていないときは、2の規定にかかわらず、書面会議を実施することができる。

(2) 書面会議において、会長が選任されるまでの議事は、3の規定に準じて区長が行うものとする。

付 則

この基準は、決定の日から適用し、墨田区国民健康保険運営協議会規則においてこの基準と同様の規定を定めた同規則を改正する規則の施行の日に、その効力を失う。